

## 穿刺液の培養同定検査に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
このたび、穿刺液の培養同定検査の依頼方法につきましてご案内させていただきます。  
保険算定上、穿刺液とは胸水、腹水、髄液及び関節液を指します。これらの穿刺液で培養同定検査をご依頼いただく際は、下記の項目コードをご依頼ください。  
先生方には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### ●依頼方法

胸水、腹水、髄液及び関節液の培養同定検査は下記項目コードをご依頼ください。

案内書掲載頁	項目コード	検査項目
9	0621	培養同定 胸水
	0619	培養同定 腹水
	0618	培養同定 髄液
	0620	培養同定 関節液

※胸水、腹水、髄液、関節液以外の穿刺液について

D018 細菌培養同定検査の「1」から「4」に含まれない部位から採取した穿刺液は、  
[0602：培養同定 その他]をご依頼ください。

ただし、増菌培養も希望される場合は、[0632：培養同定 穿刺液]をご依頼ください。

#### <参考>

D018 細菌培養同定検査

1 口腔、気道又は呼吸器からの検体	180点
2 消化管からの検体	200点
3 血液又は穿刺液	225点
4 泌尿器又は生殖器からの検体	190点
5 その他の部位からの検体	180点
6 簡易培養	60点

#### 《保険算定上の留意事項》

「穿刺液」とは胸水、腹水、髄液及び関節液を指します。また、「その他の部位からの検体」とは「1」から「4」までに掲げる部位に含まれない全ての部位からの検体を指します。